

絆 家系図 「絆 (きずな)」

家系図に興味がある・作りたいというお声を多くいただいています。

そこで、弊社がどうやって皆様のご先祖様をたどる調査しているかをお伝えします。

まずはご依頼者の本籍地を確認し、その地域の市区町村の役所に訪問または郵送で戸籍謄本などを請求します。親→親の親→そのまた親とご先祖様たちが戸主だった戸籍を次々さかのぼって、各地へ請求をし続けます。

しばらくこのような地道な作業を繰り返し、家系図に必要な戸籍が揃ったらそこからやっと構成作業を始めます。

順調に進捗して、完成まで120日前後の時間をいただいております。

家系図を作り、生活の傍らにご先祖様を感じる毎日は、自らを見直すきっかけとなり力が湧いてきます。それによって次の世代へも良いご縁をつないでいくこととなります。

家系図セミナーも開催しております。お気軽にお問い合わせください。担当：村上

家系図「絆」についての詳細はWebサイトをご覧ください。
また、資料を無料にてお送りいたします。詳しくは



Inheritance Legal Group
相続法務グループ

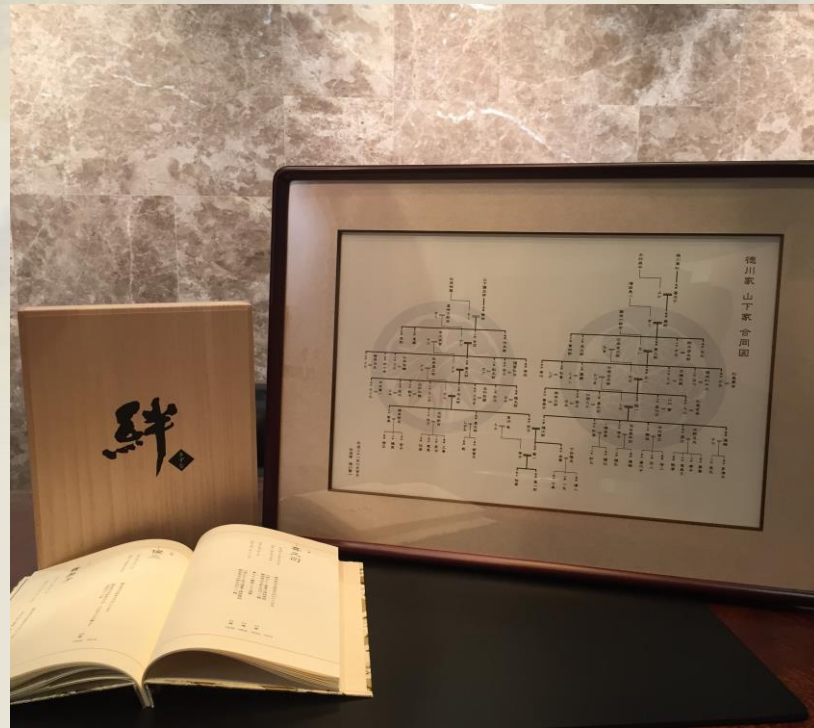
司法書士法人 相続法務
株式会社相続不動産コンシェルジュ
株式会社絆コーポレーション

東京都世田谷区祖師谷3-4-7
伊地智ビル

☎ 03-5429-1096

Email contact@nk-js.net

Web https://ilg.jp/



相続法務グループ

2021年 春号

のりのり通信

不動産・相続の真の情報をお届けします



【わけへだて】

新型コロナウイルスが世界で蔓延し始めてから1年。1年前考えていた世の中とはかけ離れた世界になってしまいました。この1年で起きた出来事は、「時」を超越した事ではなかったでしょうか。入院施設や介護施設は、外部の人が一切入れなくなり、入所されている方とは遮断されてしまいました。

テレワークやネット授業などで、一見人と接しているつもりでも、リアルに会う機会は減少して、横の繋がりも遮断されました。

江戸時代には人と会うために、徒歩で行くしかありませんでした。

リアルに会う事はとても貴重で、一期一会がまさにあてはまる時代でした。

そしてここ1年で、物理的には会えるのに、リアルに会えない時代になってしまいました。

ネット上で会うことが出来ていると言いますが、それは本当（リアル）でしょうか？

人と会うというのは、その人の雰囲気や熱量を実際に感じないと分からないのではないのでしょうか。

情報をやり取りするだけなら、それでも良いかもしれませんが、人間が人と会う事で求めている事は別のことではないのでしょうか？

人と会話する事も憚られ、マスクで表情も見えないやり取り、ネット上で会ってるつもりになっている。人間は慣れていく生き物ですが、この社会に慣れてしまった果てはどこに行くのでしょうか？



手塚治虫さんの「火の鳥」というマンガがあります。

そこでは300年先の時代が描かれていますが、AIの言うことしか聞けない人間がいます。

人間は自分の判断が出来ません。

全ての情報を分析したAIの判断の元で政治も行われた結果、AI同士の戦争でAIが故障し、人間はそれに巻き込まれて滅亡してしまいます。

文明の利器は夢を叶える道具です。

先人たちが汗水流して作ったものは、後世がより良く生きてほしいと願ったものではないのでしょうか。

現役の医師がこんな事を発信しています。

「コロナによる被害は、ウイルスによる病気や死亡よりも、特に子ども達の精神に対する害が最も大きい。

子どものマスクの着用により、身体、行動、学習、情緒のすべてにわたって非常に多彩な障害(副作用)を認めました。」(本間真二郎医師)

違和感を感じている事は声にして人に伝えていく事が、後世に繋がっていくことに思います。

令和3年3月吉日

相続法務グループ 代表司法書士 門脇紀彦



代表取締役 岸 伸明

● いよいよ相続登記が義務化されます！！

政府は、不動産の相続登記を義務化する法案を今年の通常国会に提出していて、3月にも成立する見込みです。

成立すれば2023年度から施行されます。

今まで不動産登記は、強制ではなく、あくまで自分たちの権利保全の必要があれば登記をするというスタンスでした。そのため、相続が発生しても市場価値が低い山林や田畑などは、当時の所有者の名義のままになっているケースや相続人間で争いがあり、遺産分割が進まず名義変更がなされないケースがあります。



相続登記をしないとどうなるの？

- ・相続で不動産取得を知った時から3年以内に相続登記しなければ10万円以下の過料となります。
- ・それに加えて、所有者の住所、氏名が変更になった時も2年以内に変更登記をしなければ5万円以下の過料になります。
- ・また、遺産分割協議についても今までは期限の設定はありませんでしたが、相続開始から10年以内に遺産分割をしなければなりません。10年経過すると法定相続分で分割されたものとなります。

先代から財産を引き継ぐ重要な場面ですから今後の動向が気になる場所ですね。提携する相続専門の税理士の方々と情報共有しながら最高のサービスをご提案させていただきます。

当事務所にて

あなたのお悩み

解決します



● 新しい時代で住まいの価値観が変わる！

有名な人材会社が淡路島に本社を移したように、多くの企業でテレワークが進みました。業態によってはこの傾向が強まると予想されています。

従来は、オフィスも住宅も都心に近くてアクセスが良い物件が人気＝高額でしたが、テレワークが普及する事でオフィス環境や住環境が大きく変化します。

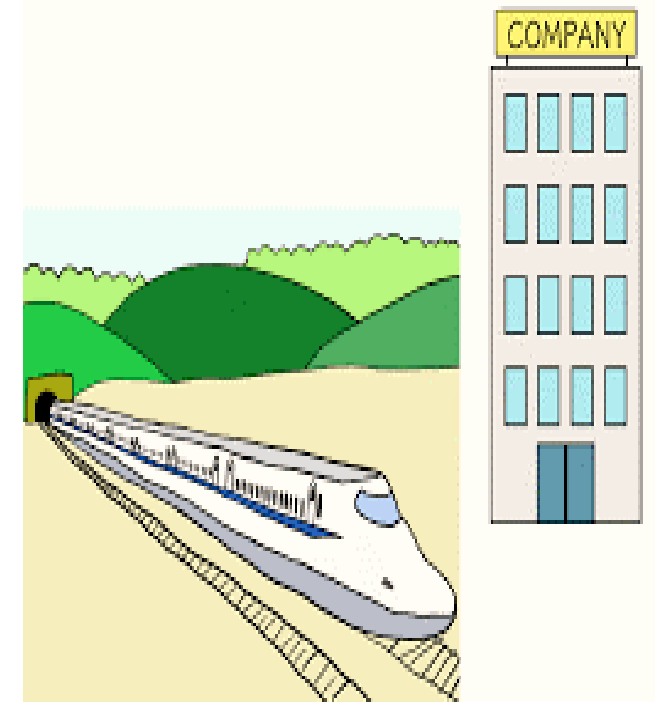
働く人の中で通勤のウェイトが下がり、自分の趣味・価値観で住む場所を探すようになると、住宅流通市場に大きな変革が起こりそうです。



個人個人の価値観で不動産の価値も変わるわけですから、今後は都心だから高い、郊外だから安いという安易な常識も変わってしまうのではないのでしょうか。

すごく田舎だけど海や川など自然豊かで物価も安い、農業をしながら今の仕事もできて、東京までは新幹線で1時間。そんな物件が、都心の一等地の戸建住宅より高い金額で取引される時代はもうすぐそこまで来ているのかもしれない。

そんな時代になったとき、どんなことをしたいのか？何が好きなのか？どんなライフスタイルを望んでいるのか？など自分の価値観や趣向を明確にすることで、その人らしい住まいが見つかるのではないのでしょうか？



毎月無料相談会開催中！ 次回は 3月19日（金） 4月16日（金）

お申し込みはホームページもしくは直接お電話にてお願いします。

<https://ilg.jp/>

☎ 03-5429-1096